

議案第 87 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

## 三田市条例第 号

### 三田市印鑑条例の一部を改正する条例

三田市印鑑条例（平成9年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第14条第1項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を用いて、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第14条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条第1項中「第14条第3項」を「第14条第2項」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。